

相模原市建築基準条例の改正(案)の概要について

1 改正の要因及び趣旨

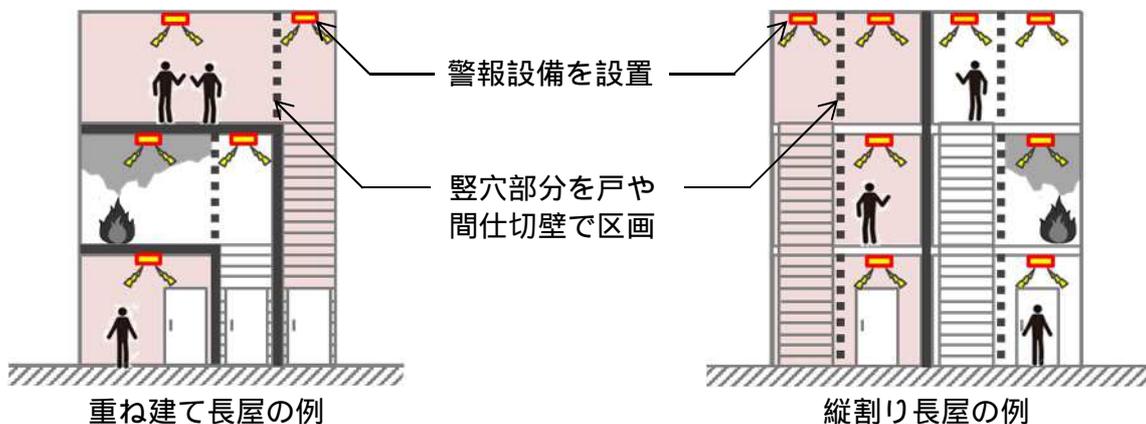
建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)による建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)の改正及び建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和元年政令第30号)による建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)の改正により、木材利用の推進等を円滑に行うため、共同住宅に係る防火上の構造規制の内容について合理化が図られました。

相模原市建築基準条例(平成11年相模原市条例第47号。以下「条例」という。)は、長屋に係る防火上の構造規制について共同住宅と同様の制限を規定していることから、法及び政令の改正趣旨を踏まえ、改正を行うものです。

2 改正の主な内容

(1) 対象規模及び構造規制の合理化

3階を長屋の用途に供する建築物のうち、階数が3で延べ面積が200平方メートル未満であって、所定の警報設備を設け、かつ、^{たて} 竪穴部分を区画したものについて、当該建築物に係る防火上の構造規制の対象から除外するものです。



竪穴部分
建築物の吹抜きとなっている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分等を含みます。

(2) 構造方法の規定形式の変更

3階以上の階を長屋の用途に供する建築物のうち、重ね建て長屋の用途に供する部分のない建築物に用いることができる構造方法の基準として「政令に規定する技術的基準」を引用していますが、法及び政令の改正に伴い、国土交通大臣が当該技術的基準を定めることとされたことから、当該構造方法の基準について、市長が別に定めるものとして、規定形式を変更するものです。

3 今後のスケジュール

令和元年 9月17日から	パブリックコメント(意見募集)の実施
10月16日まで	
11月	市議会12月定例会議に改正条例案を提出
12月	改正条例の施行